⑶　出資比率要件

①　甲型の場合は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

②　乙型の場合は、分担工事額が無い者を構成員とすることは認めない。

⑷　代表者要件　地域維持型建設共同企業体の代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定されたものとする。

⑸　地域維持型建設共同企業体の協定　地域維持型建設共同企業体の協定書は、「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）（別添１）」又は「地域維持型建設共同企業体協定書（乙）（別添２）」とする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（上記６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、地域維持型建設共同企業体としての資格が認定されるためには、上記６⑴①の認定を受けていない構成員が上記６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る選定の時までに地域維持型建設共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書（様式２又は様式３）」により通知する。

10　資格の有効期間

地域維持型建設共同企業体としての資格の認定の日から平成29年３月31日を原則とする。

11　その他

⑴　地域維持型建設共同企業体の名称は、「○○・○○地域維持型建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に地域維持型建設共同企業体として参加するためには、選定の時において、地域維持型建設共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告」に示すところにより競争参加者資格の認定及び一次審査結果の通知を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

熊本高森線　俵山大橋復旧工事に係る異工種建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「異工種建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 28 年 10 月 18 日

九州地方整備局長　小平田浩司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　工事名　熊本高森線　俵山大橋復旧工事

２　工事場所　熊本県阿蘇郡西原村鳥子地内

３　工事内容　橋梁形式：鋼３径間連続非合成鈑桁橋　橋長：Ｌ＝165.0m　鋼重：約450ｔ　架設工法：ケーブルエレクション直吊工法　最大支間長：Ｌ＝60.8m　下部工構造：Ａ１橋台：再構築（躯体高Ｈ＝6.0m、場所打ち杭　杭長Ｌ＝12.0m、杭径1.2m、ｎ＝６本）Ａ２橋台：再構築（躯体高Ｈ＝6.0m、場所打ち杭　杭長Ｌ＝25.0m、杭径1.2m、ｎ＝４本）Ｐ１橋脚：フーチング補強（12.5m（Ｂ）×12.5m（Ｗ）×4.0m（Ｈ））増し杭補強（深礎杭φ2.5m、杭長Ｌ＝20.0m　ｎ＝４本）Ｐ２橋脚：柱ＲＣ巻立て補強（巻立て厚ｔ＝25ｃｍ、巻立て高Ｈ＝10m）仮橋・仮桟橋：Ｌ＝200.0m

４　予定工期

契約締結の翌日から平成32年３月31日まで

５　申請の時期

平成28年10月19日から平成28年11月２日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成28年11月２日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（異工種建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年11月２日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）６⑴を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2522）

①　異工種建設工事共同企業体協定書（乙）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年10月18日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　異工種建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない異工種建設工事共同企業体については、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の異工種建設工事共同企業体については、平成26年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　異工種建設工事共同企業体の構成　異工種建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

①　異工種ＪＶの構成については、橋梁上部工と橋梁下部工の施工を２社又は３社による組み合わせとし、下記㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

ア）橋梁上部工の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における「鋼橋上部工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

イ）橋梁下部工の施工を担当する構成員は、九州地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件　異工種建設工事共同企業体の構成員は、平成28年11月２日において次の条件を満たすものとする。

①　異工種建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成13年度以降に、元請けとして次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）